平成２４年（フ）第３０７号
福井県坂井市春江町江留上日の出６番地25
破産者　株式会社齊藤陸運（旧商号有限会社藤吉運輸建設）
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
福井県あわら市柿原第37号75番地
破産者　荒田　英樹
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
福井県鯖江市神明町２丁目１番９号
破産者　有限会社大宮眼鏡飾鋲製作所
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
愛知県小牧市大字横内字郷西498番地の１
破産者　株式会社小牧オートサービスセンター
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５５号
名古屋市中村区砂田町１丁目38番地
破産者　株式会社ジーンズ
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３３４号
名古屋市緑区徳重２丁目1523番地
破産者　有限会社丸鬼銘木工業
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１１号
大阪府岸和田市上野町東13番10号
破産者　株式会社庄五郎
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４１８号
大阪府貝塚市澤562番地の１
破産者　有限会社でんでん
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
兵庫県姫路市飾磨区構４丁目140番地
破産者　株式会社エム・ティ・ビィアコール
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５４３号
兵庫県加古川市志方町大澤669番地
破産者　株式会社エバーグリーン
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４８号
兵庫県加古川市志方町大澤671、住民票上の住所兵庫県加古川市志方町大澤668番地の５
破産者　谷口　直仁
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６８４号
岡山市北区東古松２丁目10番28号
破産者　株式会社菁芳園
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８３号
岡山市北区横井上1709番地25
破産者　柴田　章寛
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８１号
熊本市北区植木町亀甲1983番地の５
破産者　豊栄興産有限会社
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８号
大分県国東市武蔵町糸原市場1200番
破産者　ユニバースフーズ株式会社
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
北海道北見市北４条西３丁目12番地パレスビル１Ｆ
破産者　株式会社根上
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
群馬県伊勢崎市若葉町10番４号
破産者　有限会社ビーンズ
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
千葉県いすみ市岬町椎沢2276番地２
破産者　國藤　洋人
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７８２号
東京都八王子市散田町５丁目25番12号多摩ハイツ103号
破産者　志水　裕之
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８３号
東京都八王子市散田町５丁目25番12号多摩ハイツ103号
破産者　志水由利子
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８０８号
東京都八王子市南大沢４丁目10番地10―1001
破産者　有限会社アヴィ
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８０９号
最後の住所東京都八王子市松が谷59番地１―102
破産者　亡森下正紀相続財産
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８１０号
東京都八王子市松が谷59番地１―102
破産者　森下　禮子
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部